

議案第 18 号

議決第 号

始良市ごみ処理手数料徴収条例等の一部を改正する条例の
件

始良市ごみ処理手数料徴収条例等の一部を改正したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年(令和2年)2月17日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市ごみ処理手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(始良市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正)

第1条 始良市ごみ処理手数料徴収条例(平成22年始良市条例第87号)の一部を次のように改正する。

第2条中ただし書を削り、同条の表中「97.2円」を「100円」に改める。

(始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第2条 始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成22年始良市条例第120号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「460円」を「500円」に、「260円」を「300円」に、「230円」を「250円」に、「320円」を「360円」に改める。

(始良市し尿等処理手数料徴収条例の一部改正)

第3条 始良市し尿等処理手数料徴収条例(平成22年始良市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「162円」を「165円」に、「486円」を「495円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年10月1日（第3項において「一部施行日」という。）から施行する。

（始良市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の始良市ごみ処理手数料徴収条例第2条の規定は、施行日以後に搬入されるごみに係る処理手数料について適用し、同日前に搬入されたごみに係る処理手数料については、なお従前の例による。

（始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定にかかわらず、一部施行日前に手数料を納付した容器による一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

（始良市し尿等処理手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第3条の規定による改正後の始良市し尿等処理手数料徴収条例第2条の規定は、施行日以後に搬入されるし尿等に係る処理手数料について適用し、同日前に搬入されたし尿等に係る処理手数料については、なお従前の例による。